

企画競争実施の公示

令和 4 年 7 月 22 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 理事 吉田 育代

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

J R 北海道及び J R 四国の経営自立に向けた調査

(2) 業務内容

二島会社による四半期ごとの取組み進捗状況の検証作業及び検証体制の現状について、情報の収集・分析を行うとともに、望ましい検証手法及び検証体制についての具体的提案を行い、報告書を作成する。

なお、検証体制における当該提案においては、調査後も二島会社において自律的に検証作業が円滑に進められるよう、実践可能性に配慮すること。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 16 日

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 特例業務所管組織契約事務規程（平成 20 年 4 月 1 日機構規程第 34 号）第 4 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度の全省庁統一資格において「役務提供等（調査・研究）」（等級及び地域は問わない）の競争参加資格を有していること。
- (3) 企画提案書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間において当機構本社又は国の各機関から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 企業の業務実績に関する要件
同種又は類似業務等の実績
平成 24 年度以降に完了した業務等において勤務実績を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部署

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
経営自立推進・財務部 経営自立推進・財務企画課
電話 045-222-9636 FAX 045-222-9857
電子メールアドレス minokoshi.ryo-na35@jrtt.go.jp
motohashi.mas-ma45@jrtt.go.jp

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間 本公示の日から令和 4 年 8 月 22 日まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の 10 時から 17 時まで（12 時から 13 時を除く）

イ 交付場所 (1) に同じ。

ウ 交付方法 (1) の担当部署で交付又は電子メールによる電子データでの交付。説明書の交付を希望する場合は、予め (1) の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 4 年 8 月 22 日（月）17 時

イ 提出場所 (1) に同じ。

ウ 提出方法 郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 2 項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参、電子メール又は FAX（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メール及び FAX による場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。）により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(4) 企画提案に関するヒアリング実施の有無、日時及び場所

ヒアリング実施：企画提案書の特定に当たっては、必要に応じてヒアリング等を実施し、企画提案書の内容について確認する場合がある。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約事務規程に基づく契約手続の完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。

(8) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

(ア) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(イ) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

(9) その他の詳細は説明書による。

(10) 契約締結後、当機構と受注先との協議の上で業務計画を変更する場合がある。